

平成28年度 教育行政事務執行点検評価票

所管部課係名 教育委員会子育て支援課こども家庭係

第5次総合計画体系

基本政策(6つの柱+1)	基本施策(22の心意気)	施策分類
思いやりと安心	社会保障の充実	母子・寡婦・助産

P (計画)	施策の目的	万一の場合でも、市民が安心して生活できること。				
	施策の計画終了時の目指す姿	世帯の経済的状況に関わらず、安心して出産できる環境が整っている。				
	事務事業名	助産施設扶助費				
	事業開始時期	昭和44年度	終期時期	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	年度	
	会計区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般会計		<input type="checkbox"/> 特別会計() 会計)		
	予算科目	(款) 民生費	(項) 児童福祉費	(目) 児童福祉総務費		
	事業意図 (目指す姿に近づけるため、ねらいは何で、どのようにしたいのか)	助産に係る費用を負担することにより、経済的弱者が安心して出産することができる。				
	事業対象 (誰を、何を)	生活保護世帯など経済的に困窮した世帯				
実施内容 (手段)	H28	(目指す姿に近づけるため、具体的に何を行ったか:実績) 保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対し、助産施設に入所させ、市が、助産に係る費用を負担する。				
	H29	(継続事業の場合、前年度から見直しして実施するもの:予定) 前年と同様				

D (実施)	事業費推移 (単位:千円)	内訳	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算見込	平成29年度 予算	
		事業費小計(A)			276	420	
		国・道補助			109	315	
		地方債					
		その他					
		一般財源			167	105	
		人件費計(B)			405	405	
		一般職員(人工)			0.05	0.05	
		嘱託職員(人工)					
		臨時職員(人工)					
	年間事業経費(A+B)			681	825		
	※一般職員単価には退職手当(組合に加入している場合に負担する額)、共済費、各種諸手当含む						
	活動指標 (事業量、業績結果)	指標名	指標とする理由、考え方	単位	H27実績	H28実績	H29見込
		申請者	当該業務の受益者であるため	人		1	1
		入所承諾者数	当該業務の受益者であるため	人		1	1
成果指標 (基本計画における 施策の成果指標と 進捗状況)	指標名	単位	基準値	H27取りまとめ 数値	H28取りまとめ 数値	H29取りまとめ 数値	後期(2016)目 標値
	社会保障に対する満足度	%	9.2	12.6	11.8	11.4	26.0
	助産施設利用者	人	1			1	1

C (評価)	指標数値から分析できる内容	(目標値との乖離状況や傾向など) 成果指数中『社会保障に対する満足度』は社会保障全体に対するもののため、本事業の成果を推定することは困難となっていますが、国の制度に基づき、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦を助産施設への入所を実施しています。
	目的妥当性	<評価の視点> ・目的を達成するために有効な手段(事務事業)かどうか ・目的を達成するための成果があがっているかどうか ・行政が関与する必要性が高い事業かどうか 【根拠・理由】 児童福祉法第22条に基づき、助産施設への入所措置は実施が市に義務付けられている事業であり、措置費も国の基準に従って実施しています。
	主体性	<評価の視点> ・公共サービスか否か、行政が税金を投入して担うべきか否か ・市が主体的に実施すべきか、国、道が主体的に実施すべきか ・市が行うべきか、市民(団体、民間含む)が行うべきか 【根拠・理由】 助産施設への入所措置は、児童福祉法第22条に基づき実施が市に義務付けられている事業であり、措置費も国の基準に従って実施しています。
	効率性	<評価の視点> ・費用対効果(投入した事業費に見合った効果が現れているかどうか) ・効果的な手法(予算・人員)で実施されているかどうか ・適正な受益者負担となっているかどうか 【根拠・理由】 児童福祉法に基づく申込みであり、措置費も基準額が定められています。また、人件費については、年1~2件程度の業務として、最小限の費用で実施しています。
	改善経過	<評価の視点> ・事業改善の有無(これまでの評価等を踏まえ改善した経過、内容) 【根拠・理由】 児童福祉法により定められた措置制度であり、国の基準に従って実施しています。

A (次年度に向けた改善)	今後の方向性(課題と対応策)	
		市の法定事務であり、今後も制度に基づき適切に対応します。
	事業担当課としての自己評価(所管課長)	
		国の施策に基づく事業であるため、助産施設入所者の適切な管理及び支給を実施していきます。
	上記評価に対する部長意見	
		国の施策に基づき、経済的理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対して実施される事業であることから、適正な支給を図るための事務処理に継続して取り組んでいきます。